

平成26年1月改定



SOMPO  
JAPAN

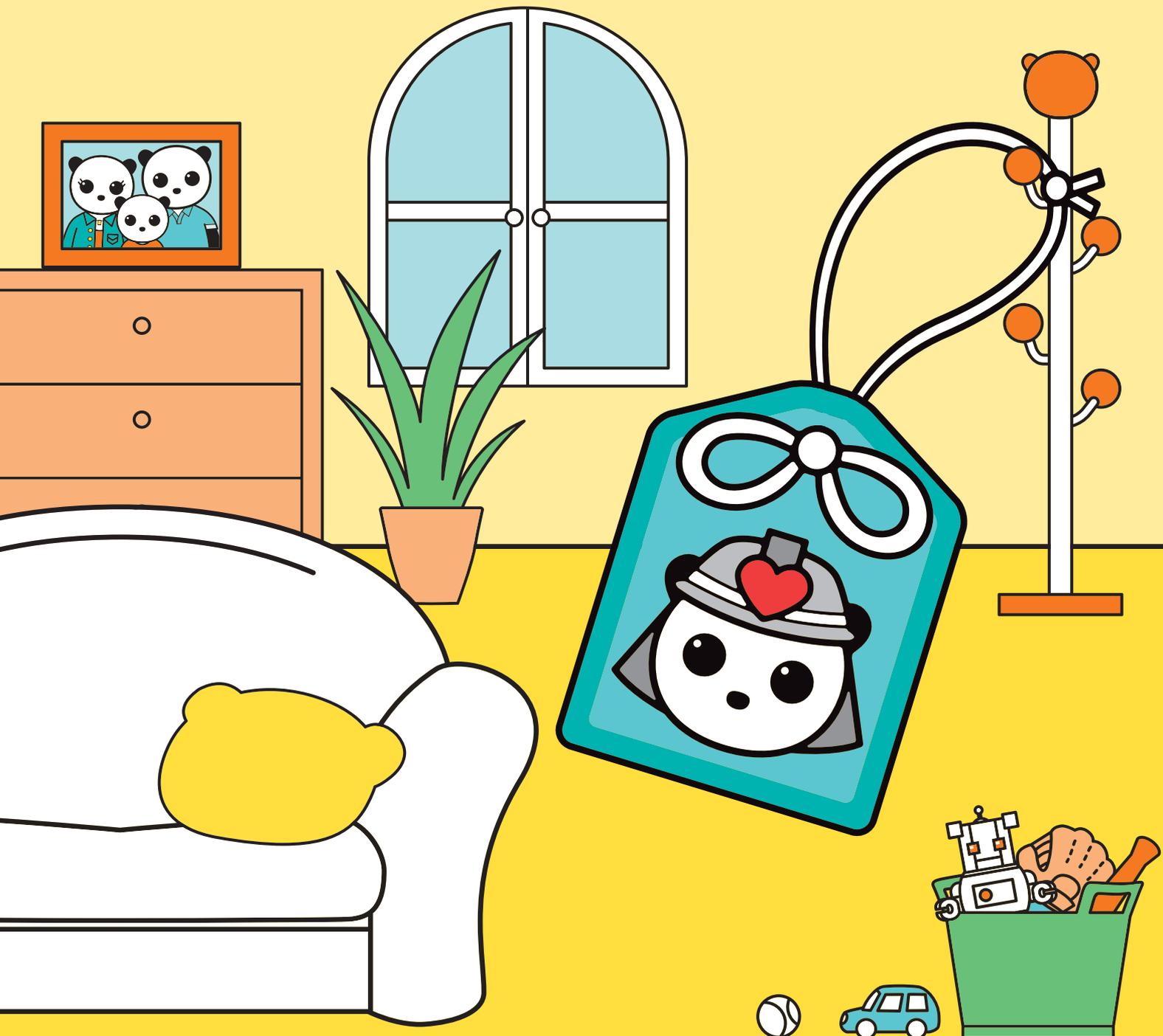
NKSグループ

損保ジャパンの個人用火災総合保険

賃貸住宅にお住まいの方専用。「家財の損害」と「大家さんへの賠償」の安心補償!

# る〜む ジャパン<sup>た</sup>

家財のお守り



# 家財のお守り る〜む ジャパン 3つの特長



損保ジャパンのる〜むジャパンは、賃貸住宅にお住まいの方専用の住宅、店舗併用住宅内に収容される家財一式を対象とする火災保険です。ご自身の家財一式の損害はもちろん、大家さんへの法律上の賠償責任が発生した場合にも、充実した補償をご提供します。

## 特長1 火災等の事故時の大家さんへの賠償責任を補償します (借家人賠償責任補償)

### 【借家人賠償責任補償】

借りている戸室が火災等の事故により損壊した場合、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償金をお支払いします。(自己負担額はありませぬ。)損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

### 修理費用補償

借りている戸室が火災等の損害を受け、大家さんとの賃貸借契約に基づいて負担した修理費用を補償します。(自己負担額はありませぬ。)\*ご契約いただく内容により、補償の有無、保険金額が異なります。

## 特長2 大切な家財を充実した補償でお守りします

る〜むジャパンでは、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

### 「損害保険金」補償内容

火災	落雷	破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水災
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	漏水などによる水漏れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

(注) 雨などの吹込みによって生じた損害については、建物やその開口部が風などにより直接破損した場合にかぎります。

お支払いする保険金 = 損害額 - 自己負担額 (詳しくはP4へ)

### 「費用保険金」補償内容

損害防止費用	地震火災費用保険金	残存物取片づけ費用保険金
臨時費用保険金		

\*ご契約いただく内容により、補償の有無、支払割合・限度額が異なります。

保険金をお支払いできない主な場合はP3をご参照ください。

## 特長3 家財の保険金額は、新価(注)の範囲内で自由に設定できます

家財の評価額の全額を補償しようとする保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし...とお考えのお客さまのニーズにお応えします。新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

### ■「新価1,500万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金



(注) 新価とは、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

### 家財の新価の目安

思っている以上に家財は高額です。(平成26年1月時点)

ご家族構成	2名 大人のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身 世帯
25歳前後	480万円	560万円	650万円	740万円	290万円
30歳前後	690万円	770万円	860万円	940万円	
35歳前後	890万円	980万円	1,060万円	1,150万円	
40歳前後	1,100万円	1,180万円	1,270万円	1,360万円	
45歳前後	1,300万円	1,390万円	1,480万円	1,560万円	
50歳前後(含以上)	1,510万円	1,600万円	1,680万円	1,770万円	

\*上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 家財を保険の対象とした火災保険のご注意

### 1 お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝飾品」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記されなければ補償されませぬ。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額(注)を基準とします。

(注) 時価額とは、再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準にした評価額です。

### 2 明記し忘れた貴金属・宝飾品の取扱い

貴金属・宝飾品等を保険証券に明記し忘れた場合であっても保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

## 安心がさらに広がる「特約」もご用意(オプション)

### ご近所付き合いを円滑にするために

#### 類焼損害特約

お住まいからの失火で隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の賠償責任がなくても、お隣の住宅や家財を補償する特約です。

\*このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った隣の家屋などの所有者となります。通常、隣家の方はこの保険契約の内容をご存じないため、事故が発生した際、ご契約者さまから、この保険内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害の発生をご通知いただくなどのお手続きが必要となります。

### 日常生活での賠償責任が心配な方へ

#### 個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

\*国内外の事故にかかわらず補償します。  
\*住宅の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故については、記名被保険者の居住の用に供される住宅で生じた事故にかぎります。

### 持ち出した家財の損害などが心配な方へ

#### 携行品損害特約 (自己負担額1万円)

保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶発的な事故により損害が生じた場合に補償します。補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

\*国内外の事故にかかわらず補償します。

\*ご契約いただく主契約の条件などによっては、上記特約をセットできない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



## 「地震保険」へのご加入をおすすめします

る〜むジャパンには原則付帯されます。

ご希望により外すこともできます。

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

●地震保険にご加入されていないと、地震等を原因とする損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)か地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりませぬ。  
●大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その地域に所在する家財については地震保険をご契約になれませぬのでご注意ください。

### ◎地震保険の保険金額

保険金額の設定：主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。保険金額の限度額：1,000万円

(地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。限度額の適用単位は、同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財です。)

### ◎お支払いする保険金

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・50%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われませぬ。

\*自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等(明記物件)は地震保険の対象になりませぬ。  
\*お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。(平成25年11月現在)  
\*72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

### ⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われませぬ。  
【例】 保険の対象が家財の場合で、食器類のみが割れた、テレビのみが倒れて壊れた場合などで上記「一部損」に至らない場合

### ◎保険金をお支払いできない主な場合

・地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害  
・保険の対象の紛失・盗難の場合  
(詳細はP4をご参照ください。)

### ◎地震保険の割引制度

所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 建築年割引
- 耐震等級割引
- 免震建築物割引
- 耐震診断割引

	損害の状況	お支払いする保険金
全損	家財全体の時価額の80%以上の損害	地震保険金額の100%(時価額が限度)
半損	家財全体の時価額の30%以上80%未満の損害	地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損	家財全体の時価額の10%以上30%未満の損害	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

### ⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われませぬ。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

地震等による火災の補償をさらに充実させる地震火災特約(地震火災30プラン、地震火災50プラン)もご用意しています。



# ご注意いただきたいこと

## ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑥までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更	②保険の対象の移転	③住居部分がなくなった	④建物の建築年月(地震保険の建築年割引を適用された場合)
⑤建物内の職作業作業規模の変更	⑥割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)		
⑦保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。		
⑧ご契約者の住所・通知先変更	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。		
⑨上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。		

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】  
左記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。  
ア. 住居部分がなくなったとき  
イ. 日本国外に保険の対象が移転したとき

## 団体扱・集団扱の場合

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および被保険者(保険の対象の所有者)がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットできる場合	集団扱特約をセットできる場合
契約者	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方	集団およびその構成員(集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。)
被保険者(保険の対象の所有者)	保険契約者、その配偶者またはこれらの同居の親族(保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族を含みます。)	

(注1) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしています。  
(注2) 債務者集団扱は除きます。団体扱・集団扱・債務者集団扱のご加入条件の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。なお、右記のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

クーリングオフができないご契約
1. 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。)
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または社団・財団等が締結したご契約
4. 質権が設定されたご契約
5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
6. 通販特約により申し込まれたご契約

## このパンフレットについて

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約者(加入者)と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方もこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 保険料について

保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。なお、口座振替の場合や、団体扱特約など特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。

## 事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートデスクまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先は右記「万一、事故にあわれたら」をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

## 取扱代理店について

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

## 引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)、またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

## 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

## 万一、事故にあわれたら

### ●事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートデスクまでご連絡ください。  
【事故サポートデスク】◆おかけ間違いにご注意ください。

☎ 0120-727-110 [24時間 365日対応]

## 商品に関するお問い合わせ

### ●損保ジャパン公式ホームページ「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパンからの回答を、インターネットでご覧いただけます。

◆パソコン・スマートフォン・携帯電話から

<http://www.sompo-japan.co.jp/>

- 携帯電話、スマートフォン端末への対応状況は以下のとおりです。
- ・携帯電話: NTTドコモ、au、ソフトバンク
- ・スマートフォン: iOS4.3以上 / Android OS2.2以上
- 端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

損保ジャパン

検索



### ●お客さまフリーダイヤル

【受付時間】◆平日: 午前9時～午後8時 ◆土日祝日: 午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

☎ 0120-888-089

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただきます。

### ●お客さま向けインターネットサービス

**マイページ**

損保ジャパン マイページ

(注) マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

こんな便利な機能が使えます。

- 契約内容・代理店の連絡先のご照会
- 住所・電話番号のご変更手続き
- お取引のある代理店への保険相談

### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】 【受付時間】

平日: 午前9時15分～午後5時  
[土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。]

【インターネットホームページアドレス】 <http://www.sonpo.or.jp/>

- 「る〜むジャパン」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のベトナムームです。
- このパンフレットは「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先